

いわて加速器関連産業研究会規約

(名称)

第1条 本会は、「いわて加速器関連産業研究会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、加速器関連産業に関わる岩手県内の企業、大学、試験研究機関、産業支援機関等が一体となって、加速器関連産業に係る産学官の交流及び連携の場を創出するとともに、県内企業の技術力向上や取引機会の拡大等を推進し、もって、本県加速器関連産業の集積を促進することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 岩手県における加速器関連産業の産学官の交流・連携の促進に資する事業
- (2) 岩手県における加速器関連産業の集積促進に資する事業
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、次の者により構成する。

- (1) 加速器関連産業に関わる企業
- (2) 加速器関連産業に関心がある企業
- (3) 第2条の目的に賛同する大学等高等教育機関、試験研究機関、産業支援機関・団体、市町村等

(入会及び退会)

第5条 本会への入退会を希望する者は、会長の承認を得て入退会することができる。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 幹事 若干名
- 2 会長及び幹事は、会員の中から総会において選任する。
 - 3 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
 - 4 会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。
 - 5 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 6 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。
 - 7 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(総会)

第7条 総会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長を務める。

2 総会は、本会の事業及び運営に関する基本的事項について審議、決定する。

3 総会の議決は、出席総数の過半数の賛成により行う。なお、賛否同数の場合は、議長が決するものとする。

(幹事会)

第8条 本会に幹事会を置く。

2 幹事会は、役員で構成する。

3 幹事会は、必要に応じて会長が招集する。

4 幹事会は、本会の事業及び運営に関する事項、その他会長が必要と認める事項について審議、処理する。

(部会)

第9条 本会の円滑な事業推進のため、必要に応じて部会を設置することができる。

2 前項に掲げる部会の設置及び運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(事業年度)

第10条 本会の事業年度は、4月1日に始まり、3月31日に終わる。

(会費)

第11条 本会の会費は無料とする。ただし、一部事業の実施に伴い、参加負担金等を徴収することができる。

(事務局)

第12条 本会の会務を処理するため、公益財団法人いわて産業振興センターに事務局を置く。

(その他)

第13条 本規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1 本規約は、平成27年6月8日から施行する。

2 本会の設立当初の事業年度は、第10条の規定にかかわらず、設立の日から平成28年3月31日までとする。